



令和3年10月22日（金）
国土交通省関東地方整備局
首都国道事務所

記者発表資料

災害時の応急対策にご協力していただける企業を募集します。

～ 災害時における災害応急対策業務に関する協定 ～

現在、首都国道事務所では、地震、大雨、大雪等により、当事務所の所管施設等が被災した場合に、被害拡大の防止及び被災施設の早期復旧を図るため、建設資機材及び労力を保有する企業と災害業務に関する協定を締結し、災害に備えております。

このたび、12月31日に現協定が終了することから、引き続き防災力の強化を図るため、新たに協定を締結し、災害の発生に備え万全を期したいと考えており、当事務所の災害業務に協力する意欲を持ち、技術力のある企業を募集します。

なお、本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、企業の技術力で「地域貢献度（災害協定等の有無）」の項目で加算評価されます。

また、当該協定に基づき契約し、災害業務（防災訓練を除く）を行うと「地域貢献度（災害協定に基づく活動実績の有無）」の項目についても加算評価されます。

【受付期間】：令和3年10月22日（金）～令和3年11月19日（金）

詳細は、下記ホームページに掲載しております。

首都国道事務所ホームページアドレス <https://www.ktr.mlit.go.jp/syuto>

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、都庁記者クラブ
千葉県政記者会、松戸記者クラブ、市川市政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 首都国道事務所

TEL：047-362-4111（代表）

副所長	竹田 弘明（たけだ ひろあき）	内線204
管理課長	蓮沼 浩（はすぬま ひろし）	内線431

協定及び公募の概要

【協定名】

「災害時における災害応急対策業務に関する協定」

【協定の目的】

本協定は、国土交通省関東地方整備局首都国道事務所が管理する所管施設等が地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予期できない災害等の発生又は発生の恐れがある場合において、発生した災害に関する早期情報収集、災害業務及び除雪作業に関し必要な事項を定め、甲乙双方が協力して被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

【災害業務の内容】

- ① 緊急点検・・・・・・・・・・損壊箇所等被害の把握と報告等
- ② 緊急措置・・・・・・・・・・道路利用者の安全確保のためのバリケード等の設置等
- ③ 道路啓開・・・・・・・・・・緊急車両の通行確保を図るための障害物除去等
- ④ 応急復旧・・・・・・・・・・緊急輸送道路の機能を確保するための復旧措置等
- ⑤ 除雪作業・・・・・・・・・・車道及び歩道の除雪、排雪及び凍結防止剤の散布等
- ⑥ 防災訓練・・・・・・・・・・情報連絡訓練、災害対策用機器等の操作訓練等

【対象路線】

東京都内及び千葉県内の首都国道事務所が所管する一般国道298号（東京都葛飾区東金町～千葉県市川市高谷）、及び首都国道事務所が行う道路啓開区間（北東方向：一般国道6号（東京都中央区日本橋本町～千葉県松戸市南花島）、一般国道14号（東京都中央区日本橋～東京都江戸川区西一之江））の3路線

【協定期間】

令和4年1月1日から令和6年12月31日まで

【応募資格（概要）】

- ① 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事及び造園工事のいずれかに認定されている者であること。
- ② 千葉県内又は、東京都内に建設業法に基づく本店・支店・営業所、拠点(資機材・人員等の基地)を有すること。
- ③ 平成18年4月1日以降に、千葉県内又は東京都内で元請けとして完成・引渡し完了した道路工事の一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事のいずれかの施工実績を有すること。

【スケジュール】

- ① 公募期間：令和3年10月22日（金）から令和3年11月19日（金）まで
- ② 協定締結者の通知：令和3年12月中旬頃を予定

※詳細については、公募文で確認をお願いします。

※公募文は、令和3年10月22日（金）より首都国道事務所のホームページ（<https://www.ktr.mlit.go.jp/syuto>）及び事務所庁舎に掲示してあります。